

第113期 中間決算公告

平成23年11月25日

長崎県佐世保市島瀬町10番12号

株式会社 親和銀行

代表取締役 鬼木 和夫

中間貸借対照表（平成23年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	69,802	預 金	1,833,550
コ ー ル ロ ー ン	14,234	譲 渡 性 預 金	96,087
商 品 有 価 証 券	139	債券貸借取引受入担保金	75,362
有 価 証 券	785,121	借 用 金	25,367
貸 出 金	1,228,741	外 国 為 替	21
外 国 為 替	2,522	そ の 他 負 債	7,096
そ の 他 資 産	15,035	未 払 法 人 税 等	55
有 形 固 定 資 産	46,910	リ ー ス 債 務	2,051
無 形 固 定 資 産	5,087	資 産 除 去 債 務	71
繰 延 税 金 資 産	14,229	そ の 他 の 負 債	4,918
支 払 承 諾 見 返	9,240	睡眠預金払戻損失引当金	330
貸 倒 引 当 金	18,158	その他の偶発損失引当金	3
		再評価に係る繰延税金負債	10,374
		支 払 承 諾	9,240
		負 債 の 部 合 計	2,057,435
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	36,878
		資 本 剰 余 金	36,878
		資 本 準 備 金	36,878
		利 益 剰 余 金	21,803
		そ の 他 利 益 剰 余 金	21,803
		繰 越 利 益 剰 余 金	21,803
		株 主 資 本 合 計	95,559
		その他有価証券評価差額金	5,949
		土 地 再 評 価 差 額 金	13,961
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	19,910
		純 資 産 の 部 合 計	115,470
資 産 の 部 合 計	2,172,905	負債及び純資産の部合計	2,172,905

中間損益計算書

〔 平成23年4月 1 日から
平成23年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		22,158
資 金 運 用 収 益	14,797	
(う ち 貸 出 金 利 息)	(11,167)	
(う ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	(3,530)	
役 務 取 引 等 収 益	3,596	
そ の 他 業 務 収 益	3,477	
そ の 他 経 常 収 益	287	
経 常 費 用		17,429
資 金 調 達 費 用	810	
(う ち 預 金 利 息)	(615)	
役 務 取 引 等 費 用	1,737	
そ の 他 業 務 費 用	34	
営 業 経 費	11,843	
そ の 他 経 常 費 用	3,003	
経 常 利 益		4,729
特 別 利 益		48
特 別 損 失		261
税 引 前 中 間 純 利 益		4,515
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	15	
法 人 税 等 調 整 額	104	
法 人 税 等 合 計		89
中 間 純 利 益		4,604

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社及び子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

また、変動利付国債の時価のうち、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したものについては、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格等をもって中間貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は 1,378 百万円増加、「繰延税金資産」は 557 百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は 821 百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来のキャッシュ・フローを、国債の利回り曲線に基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回りが主な価格決定変数であります。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3 年～50 年

その他 3 年～20 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、原則としてリース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間におけるデフォルト件数から算出したデフォルト率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該

部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,057百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間期末において、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として中間貸借対照表の「その他資産」に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理。
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理。

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) その他の偶発損失引当金

その他の偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積み、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

追加情報

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式 (及び出資金) 総額 747 百万円
2. 無担保の消費貸借契約 (債券貸借取引) により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計 357,966 百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 723 百万円、延滞債権額は 32,251 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 (貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。) のうち、法人税法施行令 (昭和 40 年政令第 97 号) 第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 150 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 4,294 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 37,420 百万円であります。
なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間期末残高の総額は、8,249 百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を 32,818 百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額 41,067 百万円に係る貸倒引当金を計上しております。
8. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は (再) 担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,382 百万円であります。
9. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、40,000 百万円であります。
10. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	1 百万円
有価証券	148,331 百万円
その他資産	551 百万円

担保資産に対応する債務

預金	839 百万円
債券貸借取引受入担保金	75,362 百万円
借入金	13,960 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 82,356 百万円及びその他資産 6 百万円を差し入れております。

子会社及び子法人等の借入金等にかかる担保提供資産はありません。

また、その他資産のうち保証金は 52 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、445,080 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 442,649 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。こ

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

12. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額及び同条第 4 号に定める地価税の算定価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

17,058 百万円

13. 有形固定資産の減価償却累計額

26,868 百万円

14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 7,500 百万円が含まれております。

15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 2,591 百万円であります。

16. 単体自己資本比率（国内基準） 12.43%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益 104 百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸出債権流動化における劣後受益権の期限前償還に伴う損失 2,340 百万円及び貸倒引当金繰入額 25 百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成23年9月30日現在)

子会社・子法人等株式(中間貸借対照表計上額747百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

3. その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	2,756	1,865	891
	債券	724,325	715,442	8,882
	国債	530,174	524,410	5,764
	地方債	3,425	3,381	43
	社債	190,725	187,650	3,074
	その他	-	-	-
	小計	727,081	717,307	9,773
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	922	1,187	265
	債券	52,843	52,911	67
	国債	38,769	38,814	44
	地方債	1,332	1,333	1
	社債	12,741	12,762	20
	その他	2,491	2,500	8
	小計	56,257	56,598	340
合計		783,339	773,906	9,432

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表 計上額(百万円)
非上場株式等	1,034
合計	1,034

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を損失処理することとしております。

当中間期における減損処理額は、73百万円(全て株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形取引所における取引停止処分等、法的・形式的

に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	6,135 百万円
税務上の繰越欠損金	52,891
退職給付引当金	2,619
有価証券償却	1,991
減価償却	1,042
その他	1,340
繰延税金資産小計	66,021
評価性引当額	46,688
繰延税金資産合計	19,332
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	3,483
退職給付信託設定益	1,617
その他	1
繰延税金負債合計	5,103
繰延税金資産の純額	14,229 百万円

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	42 円 00 銭
1 株当たり中間純利益金額	1 円 67 銭

中間連結貸借対照表（平成23年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	69,802	預 金	1,830,825
コールローン及び買入手形	14,234	譲 渡 性 預 金	95,587
商 品 有 価 証 券	139	債券貸借取引受入担保金	75,362
有 価 証 券	788,415	借 用 金	25,367
貸 出 金	1,228,741	外 国 為 替	21
外 国 為 替	2,522	そ の 他 負 債	11,013
そ の 他 資 産	16,559	退 職 給 付 引 当 金	5
有 形 固 定 資 産	46,915	睡眠預金払戻損失引当金	330
無 形 固 定 資 産	5,103	その他の偶発損失引当金	3
繰 延 税 金 資 産	14,818	再評価に係る繰延税金負債	10,374
支 払 承 諾 見 返	12,085	支 払 承 諾	12,085
貸 倒 引 当 金	22,187	負 債 の 部 合 計	2,060,979
投 資 損 失 引 当 金	116	（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	36,878
		資 本 剰 余 金	36,878
		利 益 剰 余 金	22,360
		株 主 資 本 合 計	96,116
		その他有価証券評価差額金	5,948
		土 地 再 評 価 差 額 金	13,961
		その他の包括利益累計額合計	19,910
		少 数 株 主 持 分	31
		純 資 産 の 部 合 計	116,058
資 産 の 部 合 計	2,177,037	負債及び純資産の部合計	2,177,037

中間連結損益計算書

〔平成23年4月1日から
平成23年9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		22,497
資 金 運 用 収 益	14,832	
(うち貸出金利息)	(11,167)	
(うち有価証券利息配当金)	(3,553)	
役 務 取 引 等 収 益	3,840	
そ の 他 業 務 収 益	3,539	
そ の 他 経 常 収 益	285	
経 常 費 用		17,358
資 金 調 達 費 用	809	
(うち預金利息)	(614)	
役 務 取 引 等 費 用	1,567	
そ の 他 業 務 費 用	30	
営 業 経 費	11,926	
そ の 他 経 常 費 用	3,025	
経 常 利 益		5,138
特 別 利 益		48
特 別 損 失		261
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益		4,925
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	195	
法 人 税 等 調 整 額	104	
法 人 税 等 合 計		91
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益		4,834
少 数 株 主 損 失		0
中 間 純 利 益		4,834

中間連結財務諸表の作成方針

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 4 社

会社名

西九州保証サービス株式会社

しんわベンチャーキャピタル株式会社

しんわベンチャーキャピタル企業育成ファンド長崎一号投資事業有限責任組合

九州親和企業育成ファンド二号投資事業有限責任組合

(2) 非連結の子会社及び子法人等 1 社

会社名

成長企業応援投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1 社

会社名

成長企業応援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3．連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6 月末日 2 社

9 月末日 2 社

(2) 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4．開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3 年～50 年

その他 3 年～20 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として定率法を採用し、税法基準の償却率により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、原則としてリース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間におけるデフォルト件数から算出したデフォルト率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,057百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案

し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当行は、当中間連結会計期間末において、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として中間連結貸借対照表の「その他資産」に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理。
--------	---

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理。
----------	--

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) その他の偶発損失引当金の計上基準

その他の偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(13) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間連結会計期間の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額(連結子会社及び連結子法人等の株式(及び出資金)を除く) 3百万円
2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計 357,966 百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は 723 百万円、延滞債権額は 32,251 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 150 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 4,294 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 37,420 百万円であります。
なお、上記 3. から 6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は、8,249 百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を 32,818 百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権を含めた元本総額 41,067 百万円に係る貸倒引当金を計上しております。
8. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、8,382 百万円であります。
9. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、40,000 百万円であります。
10. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	1 百万円
有価証券	148,331 百万円
その他資産	551 百万円

担保資産に対応する債務

預金	839 百万円
債券貸借取引受入担保金	75,362 百万円
借入金	13,960 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 82,356 百万円及びその他資産 6 百万円を差し入れております。

非連結の子会社及び子法人等の借入金等にかかる担保提供資産はありません。

また、その他資産のうち保証金は 52 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

11. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、445,080 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 442,649 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高

そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

12. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額及び同条第 4 号に定める地価税の算定価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 17,058 百万円

13. 有形固定資産の減価償却累計額 26,873 百万円

14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 7,500 百万円が含まれております。

15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 2,591 百万円であります。

16. 連結自己資本比率（国内基準）12.43%

(中間連結損益計算書関係)

- 1 . 「その他経常収益」には、償却債権取立益 105 百万円を含んでおります。
- 2 . 「その他経常費用」には、貸出債権流動化における劣後受益権の期限前償還に伴う損失 2,340 百万円及び貸倒引当金繰入額 43 百万円を含んでおります。
- 3 . 中間包括利益 5,629 百万円

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

平成 23 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	69,802	69,802	-
(2) コールローン及び買入手形	14,234	14,241	6
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	139	139	-
(4) 有価証券（＊1） その他有価証券	787,197	787,197	-
(5) 貸出金 貸倒引当金（＊1）	1,228,741 20,755		
	1,207,986	1,232,915	24,928
(6) 外国為替	2,522	2,522	0
資 産 計	2,081,883	2,106,818	24,934
(1) 預金	1,830,825	1,831,191	365
(2) 譲渡性預金	95,587	95,630	42
(3) 債券貸借取引受入担保金	75,362	75,326	36
(4) 借入金	25,367	25,281	85
(5) 外国為替	21	21	-
負 債 計	2,027,164	2,027,450	286
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	167	167	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	167	167	-

（＊1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、有価証券に対する投資損失引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（＊2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

これらのうち、有担保取引については、ほとんどの部分が担保により信用リスクが相殺されているため、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率で割り引いた現在価値を算定しております。また無担保取引については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 商品有価証券

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表された基準価格によっております。但し、債券のうち、取引所の価格及び取引金融機関から提示された価格のいずれも取得できないものについては、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

自行保証付私募債は、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

変動利付国債のうち、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したものについては、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格等をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は1,378百万円増加、「繰延税金資産」は557百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は821百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来のキャッシュ・フローを、国債の利回り曲線に基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回りが主な価格決定変数であります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた貸出金の種類及び債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乘せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。将来キャッシュ・フローの見積もりは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次の金利期日を満期日とみなしております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似してい

るものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらのうち、外国他店預けについては、満期のない預け金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入外国為替及び取立外国為替については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積もり、期間別の無リスクの市場利子率に、内部格付に準じた債務者区分ごとの予想損失率に基づく信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

負 債

(1) 預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを見積もり、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積み、期間別の無リスクの市場利子率に、市場価格のある社債等から推定される当行の信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(4) 借入金

借入金については、個々の取引から発生する将来キャッシュ・フローを見積み、期間別の無リスクの市場利子率に、市場価格のある社債等から推定される当行の信用リスク要因等を上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。将来キャッシュ・フローの見積みは、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、次の金利期日を満期日とみなしております。

(5) 外国為替

外国為替は、他の銀行から受け入れた外国為替資金決済のための預り金及び非居住者円預り金（外国他店預り）、売り渡した外国為替のうち支払銀行等への代り金の支払いが未了の外国為替（売渡外国為替）、支払いのために仕向けられた外国為替のうち顧客への代り金の支払いが未了の外国為替（未払外国為替）であります。これらは、満期のない預り金、又は外国為替であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間連結貸借対照表計上額
子会社及び子法人等株式並びに関連法人等株式（＊１）	3
その他有価証券	
非上場株式等（＊１）（＊２）	1,212
合 計	1,215

（＊１）子会社及び子法人等株式並びに関連法人等株式、その他有価証券のうち非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）当中間連結会計期間において、非上場株式について5百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1 . 満期保有目的の債券 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

該当事項はありません。

2 . その他有価証券 (平成 23 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	株式	2,756	1,865	891
	債券	727,707	718,791	8,915
	国債	531,184	525,409	5,774
	地方債	5,243	5,181	62
	社債	191,279	188,200	3,078
	その他	-	-	-
	小計	730,464	720,657	9,806
中間連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	株式	923	1,189	265
	債券	53,320	53,421	100
	国債	38,769	38,814	44
	地方債	1,332	1,333	1
	社債	13,218	13,272	54
	その他	2,491	2,500	8
	小計	56,735	57,110	374
合計		787,199	777,767	9,432

3 . 減損処理を行った有価証券

有価証券 (売買目的有価証券を除く。) で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を損失処理することとしております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、73 百万円 (全て株式) であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形取引所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総資産に占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	42 円 20 銭
-------------	-----------

1 株当たり中間純利益金額	1 円 75 銭
---------------	----------